



法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R2.11.9	移転	変更前	郵便局	002150	西麻布郵便局	-	東京都港区西麻布1-8-11	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	002150	西麻布郵便局	-	東京都港区西麻布1-13-14	-	○	○	○	○	○	-	-
R2.11.9	移転	変更前	郵便局	123180	長岡四郎丸郵便局	-	新潟県長岡市四郎丸3-6-31	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	123180	長岡四郎丸郵便局	-	新潟県長岡市学校町2-8-6	-	○	○	○	○	○	-	-
R2.11.16	移転・改称	変更前	郵便局	008230	練馬南大泉三郵便局	-	東京都練馬区南大泉3-19-34	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	008230	練馬南大泉四郵便局	-	東京都練馬区南大泉4-49-24	-	○	○	○	○	○	-	-
R2.11.16	移転	変更前	郵便局	030920	上福岡郵便局	-	埼玉県ふじみ野市福岡1-1-9	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	030920	上福岡郵便局	-	埼玉県ふじみ野市福岡2-1-6	-	○	○	○	○	○	-	-
R2.11.16	移転	変更前	郵便局	830160	山田郵便局	-	岩手県下閉伊郡山田町長崎2-7-2	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	830160	山田郵便局	-	岩手県下閉伊郡山田町川向町7-14	○	○	○	○	○	○	-	-
R2.11.16	移転・改称	変更前	郵便局	851420	酒田千日町郵便局	-	山形県酒田市千日町1-23	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	851420	酒田東泉町郵便局	-	山形県酒田市東泉町3-18-11	-	○	○	○	○	○	-	-
R2.11.16	契約締結・移転	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	営業所	867020	福地簡易郵便局	○	秋田県横手市雄物川町柏木後田7	○	○	○	×	○	○	-	-
R2.11.24	移転	変更前	郵便局	118720	四賀東簡易郵便局	○	長野県松本市中川1533-1	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	118720	四賀東簡易郵便局	○	長野県松本市中川7073-4	○	○	○	○	○	○	-	-
R2.11.24	移転	変更前	郵便局	123800	新津中新田郵便局	-	新潟県新潟市秋葉区中新田549-2	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	123800	新津中新田郵便局	-	新潟県新潟市秋葉区中新田254-1	-	○	○	○	○	○	-	-
R2.11.24	移転	変更前	郵便局	331630	大安寺郵便局	-	福井県福井市天菅生町4-44	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	331630	大安寺郵便局	-	福井県福井市剣大谷町1-14-14	-	○	○	○	○	○	-	-

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R2.11.24	移転	変更前	営業所	337140	本堂簡易郵便局	○	福井県坂井市春江町本堂2-56	-	○	○	×	○	×	-	
		変更後	営業所	337140	本堂簡易郵便局	○	福井県坂井市春江町本堂2-15	-	○	○	×	○	×	-	
R2.11.24	移転	変更前	郵便局	553550	柳井山根郵便局	-	山口県柳井市山根7-32	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	553550	柳井山根郵便局	-	山口県柳井市東土手13-25	○	○	○	○	○	○	-	
R2.11.24	移転	変更前	郵便局	641510	北原郵便局	-	高知県土佐市北地627-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	641510	北原郵便局	-	高知県土佐市甲原668-2	-	○	○	○	○	○	-	
R2.11.24	移転	変更前	営業所	648240	用居簡易郵便局	○	高知県吾川郡仁淀川町用居甲390-3	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	648240	用居簡易郵便局	○	高知県吾川郡仁淀川町用居甲361-1	○	○	○	×	○	○	-	
R2.11.24	移転	変更前	郵便局	780180	佐多郵便局	-	鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3992-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	780180	佐多郵便局	-	鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3844	○	○	○	○	○	○	-	
R2.11.24	移転	変更前	営業所	867680	西野簡易郵便局	○	秋田県南秋田郡五城目町大川西野西野109	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	867680	西野簡易郵便局	○	秋田県南秋田郡五城目町大川西野西野97-3	○	○	○	×	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。